



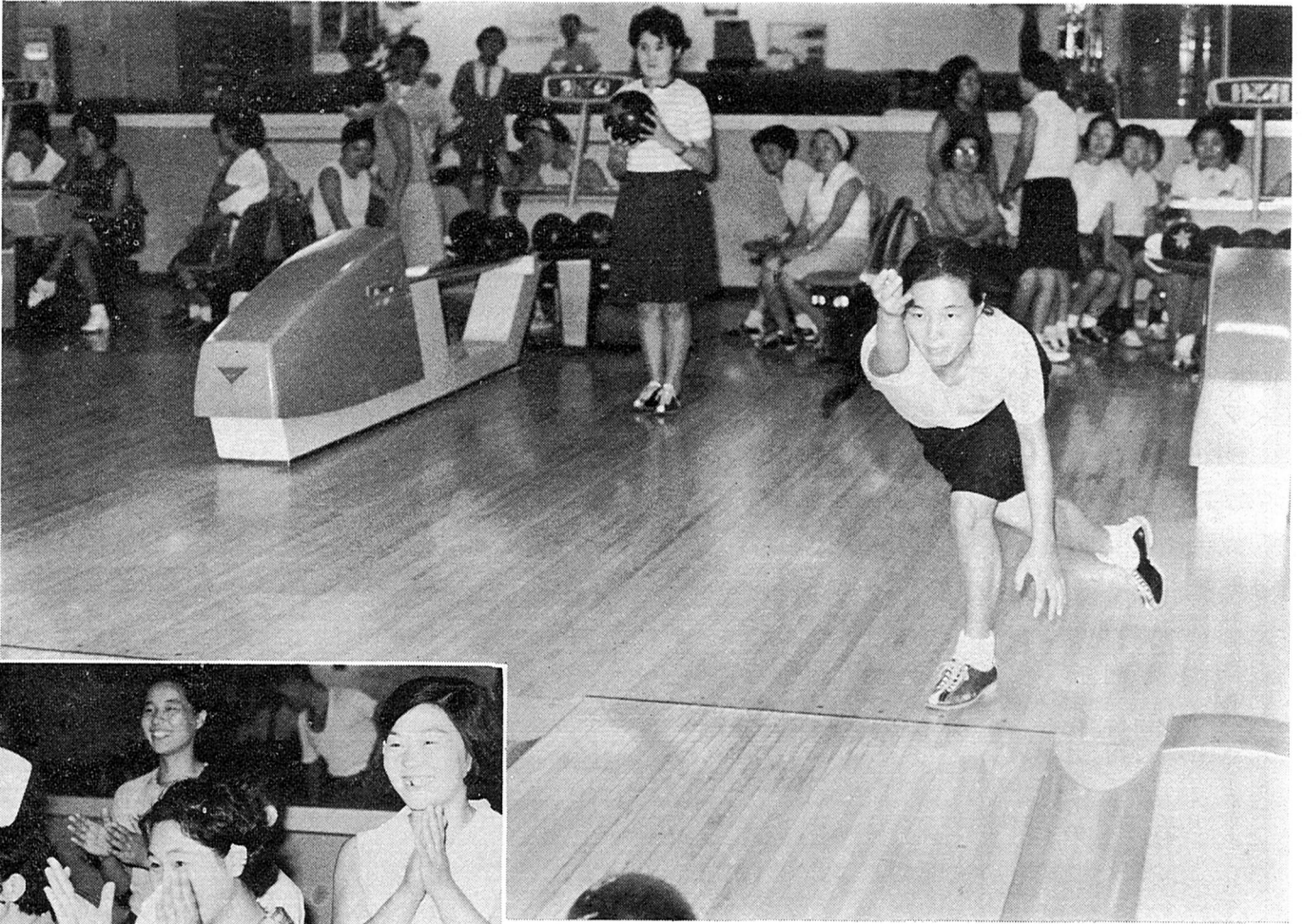
広報

こしがや

9月15日

昭和45年 No. 383

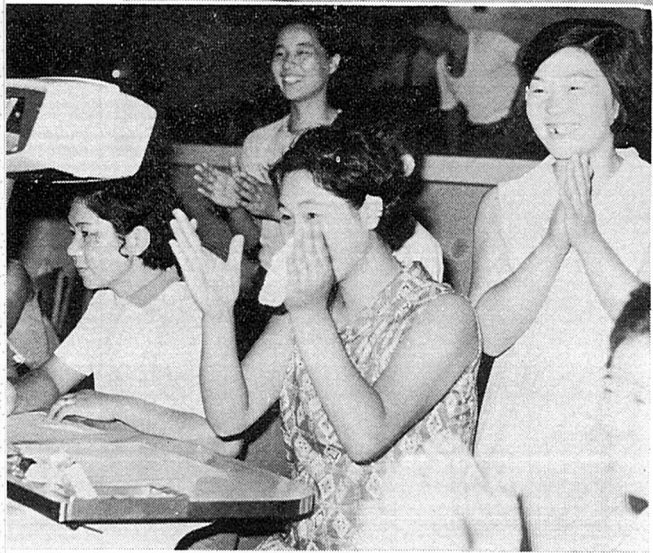
越谷市役所行政課



■家庭婦人ボーリングの

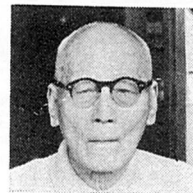
楽しい一日■

越谷市レクリエーション協会と市の教育委員会では、家事に忙しく運動不足となりがちな家庭の主婦を対象にボーリングを通じて体力づくりを図ろうと家庭婦人ボーリング教室を開いています。ボールを手にするのは、初めてとあってピンをめがけて投げる顔は真剣そのもの。たまにストライクが出ると歓声があちこちでおこり、日ごろの雑事を忘れ楽しい一日を過ごしました。(写真は8月27日地産ボーリング場で)



編集メモ

越谷市で最高齢の市川徳太郎さん(中町七の一九写真)は、明治八年一月一日生まれで、現在九十五歳八月で非常にお元気です。



十二、三年前から家の商をむすこさん夫婦にまかせて

悠々自適の日々を送っています。毎朝六時に起きて夕方は六時半に寝ているようですが、こどものときから好きだった盆栽の手入れは、どんなに暑い日も欠かさず、つづけています。

この市川さんも、六十〜七十歳ごろまでは、慢性的に胃が弱かったけれど、温泉療治のおかげで、すっかり健康になったといえます。三度の食事のあとは、必ず、くだものかんづめを食べ、夕食には肉や魚など、油ものを食べて、体力がおとろえないように気をつかい、小さいコップに一ぱいの酒や、ブドウ酒なども、夕食のあとは一緒に欠かしません。昼間はよくテレビをかけっぱなしにして楽しんでいますが、特にチャンバラの映画が好きだそうです。

「むかしと、いまは」と、お聞きすると「いいところもあるし、悪いところもある。時勢に応じてやるよりしょうがない」と静かに答えてくれました。

都市計画法による 市街化区域と調整区域きまる

新都市計画法による市街化区域と、市街化調整区域が八月二十五日正式に県知事から告示されました。これによると、越谷市は、市内の三七・八％にあたる二二・五八平方キロメートルが市街化区域で、残りの六二・二％(三七・一五平方キロメートル)が、市街化調整区域にきまりました。今回は、この区域の決定図をお知らせすると共に宅地の開発や建物の建築などに関するきまりなどをお知らせします。

国の経済の発展に伴って、人口

や、産業は、地方から大都市に集中したため、大都市やそのまわりの地域では、住宅や工場が盛んに建設されています。この傾向は現在では、都市の中心から、まわりへまわりへと広がると共に、大都市のまわりほど激しく広範囲にわたっています。

このような激しい都市化現象のため、都市やそのまわりの地域では、無秩序に市街化がすすんで、道路や、下水道も不完全な不良市街地ができあがってしまっています。これらのスプロール現象を防止しはげしい都市化現象からおこる住宅難や、交通難、通学難、公害発生などの問題を解決するため、土地利用計画を柱とする新しい都市計画法が、昨年六月から施行され、それにもとづいて、越谷市についても、市街化区域と、市街化調整区域の区分けが、正式にきめられました。

都市計画法では、都市計画区域を、市街化区域と、市街化調整区域に分けて、市街化区域を中心に、都市計画をすすめる、市街化調整区域は、市街化を抑制する地域

としています。

市街化区域というのは、すでに市街地になっている区域と、今後およそ十年以内に、優先的にそして計画的に市街地として整備する地域です。

市街化調整区域というのは、不

良市街地の発生や、無秩序な市街地がつけられるのを防ぐために、当面市街化するのをおさえて、いざさらばに優良農地などがくずれ荒れ山田固有の産業を維持し、自然も保護していこうという地域です。

開発行為には

知事の許可が必要

市街化区域と市街化調整区域がきめられると、宅地造成などの開発行為をするときは、県知事の許可を受けなければなりません。

開発行為とは

主として、建物を建築するため、土地を区画したり、盛土や、切り土をして、その形質を変更することをいいます。

◎許可を受ける必要のない開発行為

① 市街化区域内での一〇〇〇平方メートル(知事が区域を限って三〇〇平方メートル以上一〇〇〇平方メートル未満の範囲内で規模を定めたときはその規模 未満の開発行為

② 市街化調整区域内における、

◎市街化区域での開発許可

① 農家や畜舎などを建築するための開発行為

② 国、県などが行なう開発行為

③ 都市計画法事業

④ 土地区画整理事業

⑤ 公有水面埋立事業

⑥ 非常災害のための応急措置

⑦ 通常の管理行為、軽微な行為等

◎市街化区域での開発許可

① 市街化区域では、右に記したように、一〇〇〇平方メートル未満の開発行為は、開発許可を受ける必要はありません。

② 農家が、同居することも(二・三男)のために、自分の土地に、住宅を建てる場合で、開発審査会で審査し、スプロールを誘発しないものとして認められ

た開発行為

③ ドライブイン、社寺、仏閣などで、市街化を促進しないもので、かつ開発審査会で認められた開発行為

④ 開発行為が二〇ヘクタール以上のもので、都市計画上、計画的な市街化をはかるうえに、支障がないと判断され、さらに開発審査会で認められた開発行為

調整区域内での

建築制限

市街化調整区域の中では、開発行為を伴わない建築物を建築しようとするとき、または、すでにある建築物を改築、用途変更するときなども、知事の許可が必要です。

各種届けは建築課へ

市街化区域と、調整区域決定後の各種申請、届けなどは、市役所建築課を経由して、県知事あて提出することになっています。これらの手続についてのお問い合わせは、市役所建築課にどうぞ。

都市計画街路予定地の

建築及び有償譲渡制限

越谷市都市計画街路谷中見田方線と、鳩ヶ谷別府線とは、間もなく、予定地の用地買収をはじめますので、この予定地(左の地図に黒線で示した部分)の中では、建物を建てるのが禁止になります。

また、予定地の土地の売買も近

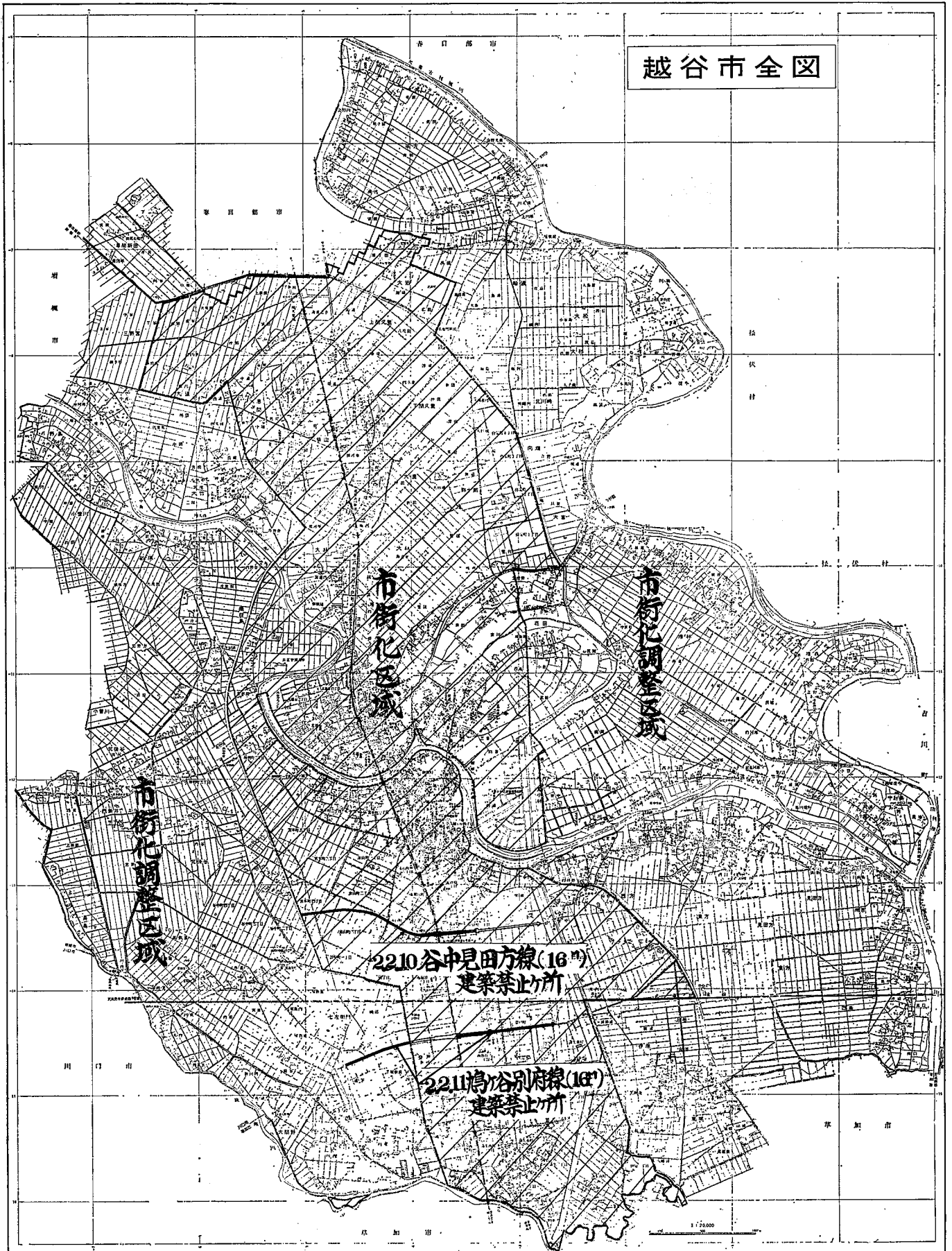
日中に禁止になる見込みですので

ご注意ください。

越谷市の市街化区域と調整区域

地図を縦覧したい方は都市計画課においてください

越谷市全図



10月1日には、全国いっせいに国勢調査が行なわれます。
 国勢調査は大正9年に第1回目が行なわれ、10年目ごとに大規模調査を、その中間の5年目の年に簡易的な調査が行なわれてきました。ことしは第11回目で大規模調査にあたります。
 この調査は、沖縄も戦後はじめて本土と一体的に実施されるばかりでなく、国際連合の勧告による1970年世界人口センサスの1つともなり、その規模は世界最大なものになります。



10月1日 国勢調査

(調)(査)(の)(趣)(旨)

国勢調査は、統計法の定めによつて行なわれる国のもつとも基本的な統計調査です。

全国、都道府県、市区町村の人口や世帯数ばかりでなく、年齢別職業別などの人口の構成や、世帯の構成を明らかにして、国の政治や行政はもちろん、市の行政に直接役立つ資料を得るために行なうものです。

調査の対象となる人は

国勢調査は、十月一日に全国に住んでいるすべての人について行ないます。そして「ふだん住んでいる人」をふだん住んでいる場所での「世帯ごと」にまとめて調査するものです。

ふだん住んでいる人 十月一日現在で、そこにすでに三か月以上住んでいるか、または最近移ってきてまだ三か月になっていない

が、十月一日の前後を通じて、三か月以上住むことになっている人のことをいいます。

たまたま旅行や出かせぎなどで一時的に不在な人は、不在期間が三か月以上にわたらないときは自宅で調査し、三か月以上にわたっている人は、旅行先や出かせぎ先がふだん住んでいる場所となり、そこで調査されます。

世帯ごと 一般の家庭のように住居と生計をともにしている人々の集りを一つの世帯とします。なお一般の家庭や下宿屋などに、単身で間借りまたは下宿している人は、ひとりひとりを一つの世帯とし、また雇主と同居している単身の住込みの使用人は、雇主の世帯に含めます。

調査の項目

今回の調査では二十二項目について調査しますが、そのうち十七項目が個人別に記入され、五項目が世帯について記入されます。
 ○個人について記入するもの

- 1 氏名
- 2 世帯主との続き柄
- 3 男女の別
- 4 出生の年月
- 5 国籍
- 6 配偶の関係
- 7 結婚年数
- 8 いままで生んだ子どもの数
- 9 現住所に入居した時期
- 10 前住地
- 11 教育
- 12 仕事をしたかどうかの別
- 13 従業地または通学地

14 従業地・通学地までの利用
 交通手段

15 従業上の地位
 16 勤め先・業主などの事業の種類

17 本人の仕事の種類
 ○世帯について記入するもの

18 世帯の種類
 19 住居の種類
 20 居住室数

21 居住室の畳数の合計
 22 家計の収入の種類

調査の結果

この国勢調査の結果は、各種の分野で、非常に広範囲にわたって利用されます。

たとえば、議員定数の決定、地方交付税の算定基準などの資料ともなり、産業、雇用、教育、住宅、社会保障、環境衛生、交通などの対策、将来人口の推計などに欠くことのできない資料として重要なものです。

調査のしくみ

越谷市での調査では、内閣総理大臣から任命された七一三人の調査員さんによって、九月二十四日から三十日までの間に調査票と記入例をみなさんの世帯に配布します。

みなさんはこの記入例をよくみていただき、調査項目のことがらを十月一日午前零時現在で、調査票に記入してください。

記入していただいた調査票は、十月一日から五日の間に、調査員さんが再びみなさんの家庭にお訪

ねいたしますので、その時お渡しください。
 調査の秘密は法律で禁じられています。記入されたことがらは、統計をつくるためだけに用いられ、その他の目的、たとえば徴税などの資料に用いることは絶対にありません。
 調査の重要性を十分理解いただき、ひとりもみならず、正しく記入してください。
 なおくわしいことは市役所企画課統計係(電話64-111-11内線三一六〇三二八)へご連絡ください。

国勢調査年次別結果表

地区名	年次											45. 7. 1 住民登録 人口
	大正9年	大正14年	昭和5年	昭和10年	昭和15年	昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年		
桜井	2,253	2,224	2,239	2,334	2,356	2,978	3,122	3,273	3,302	4,561	10,754	
新方	1,989	1,958	2,026	2,067	2,096	2,588	2,614	2,593	2,660	2,745	4,311	
増林	3,991	3,875	3,843	3,937	4,000	4,837	4,838	5,010	5,038	5,652	9,870	
大袋	2,691	2,699	2,829	2,963	2,967	3,763	3,850	3,996	4,315	7,393	14,467	
荻島	2,508	2,469	2,478	2,541	2,603	3,276	3,363	3,418	3,341	3,697	6,953	
出羽	2,760	2,703	2,751	2,861	2,958	3,658	3,739	3,913	4,190	7,036	15,459	
蒲生	2,821	2,867	2,830	2,875	2,996	3,909	4,069	4,615	5,551	16,049	30,249	
大相模	3,094	2,965	3,046	3,192	3,252	4,122	4,000	4,118	4,224	5,931	10,169	
越ヶ谷	3,240	4,222	4,092	4,634	4,775	7,138	7,287	8,166	8,989	12,389	16,450	
大沢	2,340	2,683	3,014	3,354	3,547	5,258	5,371	5,899	6,697	9,232	8,454	
川柳	992	964	962	980	1,006	1,217	1,256	1,268	1,278	1,880	3,038	
北越谷											6,145	
合計	28,679	29,629	30,110	31,738	32,556	42,744	43,509	46,269	49,585	76,565	136,319	

市史編さんだより

(54)

御獵場前史(上)

市内大林の埼玉獵場は、ほぼ全市域を銃獵禁止区域として明治四十一年に成立した。

成立当初の皇太子米親の模様をみると、東武鉄道両国駅から越ヶ谷駅まで一時間十三分を要し、越ヶ谷駅から皇室専用の人力車で大林の鴨場に入っている。

村々では駅に紅白の幕を張りめぐらし、鳥の子餅献上の用意をする一方、送迎する村人はえん尾服「フロックコート」または羽織・はかまをつけ、在郷軍人は軍服を着て越ヶ谷駅より鴨場道の踏切に至る間に整列した。

こうして迎えられた皇太子は六時間後再び村人に見送られて帰京している。

以来、大林の御獵場は皇室の獵場として、皇族はもとより、諸外国から来日した国賓の接待場としても利用されて現在に至っている。

夏休みがあげて秋風がたつころになると、家庭裁判所に送られてくる非行少年が急にあふえてきます。中学生から高校生にかけての時期は心身の成長と変化が著しくなるときですが、必ずしも全体がバランスのとれたかたちで成長するわけではありません。

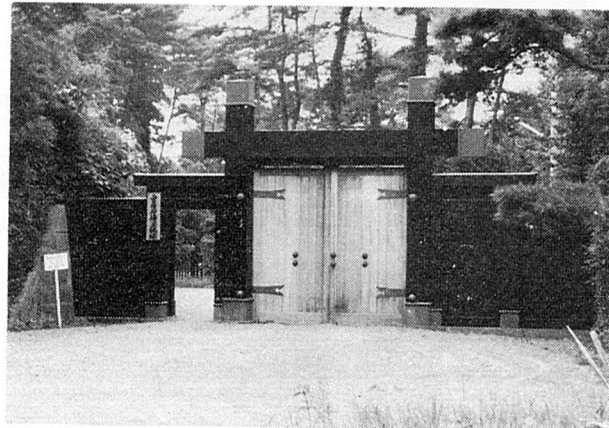
また、自我意識が強くなって、自分自身に目が動き始め、自他関係に敏感になり、劣等感や、自

るところでこの御獵場成立の前史はどのようなものであったろうか。この模様を村々との関連でみてみましょう。

明治十一年六月、時の内務卿伊藤博文は、天皇の遊獵場を埼玉県下にも定めていたので、適宜の地を選定するよう県令に命じた。

これに対し、埼玉県では八条領や二合半領など四か所を適地として上申したが、最初決定をみた御獵場区域は越巻、七左エ門、谷中、四丁野、越ヶ谷、瓦曾根、西方、東方、見田方、南百以南の村々であったようである。

しかし、この地域が「江戸川筋御獵場」と



市史編集員 渡辺隆喜 (写真は埼玉御獵場正門)

してその基礎を確立したのは明治十六年五月であった。この時、御獵場に所属した地域は大林、大房を含む陸羽道(現在の四号国道)以东の旧三十三か村であり、以西の出羽、荻島、大袋地域の村々が編入されたのは明治十七年六月に至ってである。

この獵場は、埼玉県では北足立かれ、一、二区は埼玉、三区は千葉側であり、越谷地方の第一区は「鳥類畜養の地」として特に重視されていたようである。

宮内省では最初、一、二区に監督守長および監守人(三区は取締長および取締人)を分駐させ、獵場内の取締り監督にあたらせたが、江戸川筋御獵場内監守人附属として「御獵場見回方」に任命している。

蒲生村の高山源兵衛、大房村の中村清太郎ら五人が最初に見回り人に任せられ、特別に鷹・鳩・雀の三種に限り捕獲することを許可された。

己過信の傾向が強まったりします。

したがって、なるべく早期にその非行化の兆候を発見し、これに

非行少年の早期発見と

家庭裁判所

安定で、精神的には危険な段階にあると考えられますが、半面ではある適切な処置を講ずる必要があるわけです。

また未成熟であり、それだけに教育の可能性に富んでいるともいえる。非行の危険性のある少年を発見した場合は、問題がこじれないよう



蒲生配本所利用の

みなさんへ

図書館は福祉会館の3階です
電話 62-8126

蒲生公民館の配本所は、開設と同時に多数ご利用いただいておりますが、図書の出だし、返本などで大変ご不便をおかけしているようです。そこで、十月からは次のように日時をきめて行なうことにしました。

〇時間

午前10時から午後4時(ただし12時から1時まではのぞく)

〇図書寄贈

越ヶ谷一丁目の池田悦子さんから「白と黒の谷間」「太陽の素顔」他、計五冊「暮しの手帳」「にあんちゃん」他、計十冊

〇貸出日(返本日)

毎月一〇日、二〇日、三〇日

第35回史跡めぐり

■とき 9月27日(日) 午前10時 越谷駅集合
■コース 越谷駅(大宮行10時20分発)～野島・浄山寺～末田・金剛院～越谷 ■会費 300円(昼食バス代含む)

第15回日本古典文学鑑賞講座

■とき 10月3日(土) 午後3時 ■ところ 福祉会館第2会議室 ■主題 姿姫路清十郎物語 一好色5人女一 ■講師 春日部女子高教諭 小谷次郎先生

第24回越谷俳句道場

■とき 10月4日(日) 午後1時 ■ところ 福祉会館茶室 ■会費 100円(茶菓子代) 参加者は自作5句をご持参ください。

図書の巡回貸し出し

■巡回日 10月1日(木) ▽つつみ団地(袋山) 9時30分から10時30分 ▽三米団地(大里) 10時40分から11時40分 ▽野尻薬師(宮本町) 1時30分から2時30分 ▽蒲生東町集会所 2時50分から3時50分

炎天下に熱戦を展開

第2回少年野球大会

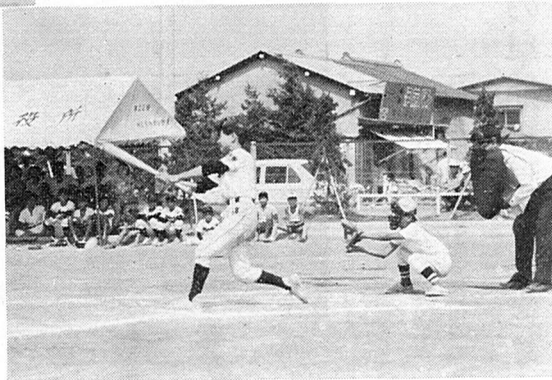


準決勝

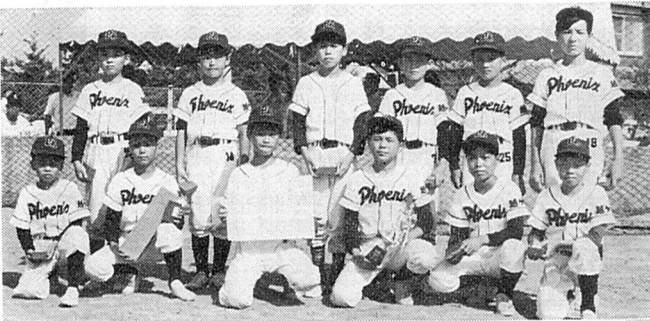
フェニックス 6対2 ウイルズ
愛宕 3対2 G・イースト

決勝

フェニックス 10723 0 | 13
愛宕 300010 1X | 14



優勝した蒲生愛宕町チーム



準優勝の瓦曾根フェニックスチーム

じりじりと照りつける真夏の太陽のもとに第2回越谷市少年野球大会は8月17日から24日までの間、北越谷グラウンドに熱戦づく熱戦を展開しました。

今回は30チームもの参加があり、各チームの各選手プレーに一生懸命でまさにそのファイトは高校野球並み、応援にかけつけた選手のおとうさんやおかあさん方も一投一打に拍手を送り、試合の雰囲気は盛りあがるばかりでした。緊迫したゲームつづきで特に決勝戦については逆転づく逆転、延長のすえ「蒲生愛宕町」チームが見事、優勝しました。

国民年金

加算年金制度について

国民年金制度も開始以来、すでに十年になろうとしています。その間、物価や生活水準の変動に合わせ、物価や生活水準の変動に合わせて年金額の改正を重ね、いよ来年の五月分から老齢年金が支給されるまでにいたしました。この年金を受ける人にとっては、大きな喜びとなることでしょう。しかし、厚生年金などと比較すると、必ずしも満足すべき額ではありません。そこで老後をさらに豊かにするために、納める金額は少しぐらい多くても、たくさんの年金をもらいたいという要望にこたえ、加算年金制度がこのほどできました。

加算年金制度の要項
この加算年金制度は、現在納付している保険料(定額)の上に、さらに加算保険料を納めて、より多くの年金を受けようとするもの

「早老化は足からくる」と、いわれています。みなさん、自動車などの普及から毎日の生活の中で歩くことを忘れてはいませんか。過日実施したスポーツテストの結果から、足のおとろえは深く反省しなければいけません。

市レクリエーション協会では体カづくり、市民の親睦を目的とし月例第三回「歩け歩け大会」を開きます。今月は老人の日もありません。

掛金は現在の定額保険料(四五〇円)に三五〇円を加えた八〇〇円を納めていただきます。この加算年金制度の受付けは十月一日から本人の申し出によって行ないますが、その際には印鑑が必要ですのでお忘れのないようにしてください。

詳しいことについての問い合わせは、厚生課年金係でお聞きください。

転出あるいは国民年金を喪失される方にお願います。国民年金に加入している方で、転出される方や、厚生年金などに加入し国民年金を喪失される方は事務的な手続きをしなければなりませんので、お手元にあります個人カードをお持ちになり、市役所の窓口においでください。

「歩け歩け長寿会」に参加を!!

「早老化は足からくる」と、いわれています。みなさん、自動車などの普及から毎日の生活の中で歩くことを忘れてはいませんか。過日実施したスポーツテストの結果から、足のおとろえは深く反省しなければいけません。

市レクリエーション協会では体カづくり、市民の親睦を目的とし月例第三回「歩け歩け大会」を開きます。今月は老人の日もありません。

「早老化は足からくる」と、いわれています。特にご老人の方々、隣近所お誘い合わせて気軽に参加しましょう。

日時 9月27日(日) 午前9時
集合場所 越谷市役所玄関前
目的地 新方弥栄団地の周辺
距離 往復約15キロメートル
雨天の場合は中止します。
昼食は各自ご持参ください。
申し込み先 市教育委員会指導課
保健体育係へ 電話(64)1-2111 内線四二六

勤労青少年

フォークダンスの集い

越谷市内に勤めている若い人たちは、地方から来ている方が多く、職場内では友人などがつくれるのですが、職場以外では、知り合う場が非常に少ないようです。

そこで市教育委員会ではこのように働く若い青少年のためにフォークダンス、ゲーム、合唱などのレクリエーション活動を通じて、お互いの親睦をはかることを目的として、青少年の集いを開きます。

お気軽に参加くださるようご案内します。

日時 10月4日(日) 午後1時30分～5時

会場 蒲生小学校体育館

対象 市内に勤めている勤労青少年

持参品 軽装で運動ぐつをご持参ください。

内容 フォークダンス、ゲーム、歌、話し合い等

市長杯 教育長杯 争奪卓球大会を開催

□日時 9月27日 午前8時
□会場 市立第1体育館

市内に在住あるいは勤務している方ならどなたでも参加できます。大会参加ご希望の方は、9月21日までに越谷卓球クラブ(電話62-5072)にご連絡ください。



貨幣の展覧会 ↑

貨幣をとおして私たちのくらしや歴史、そして郷土のことを知っていただこうと越谷市文化財調査委員会では8月26日から28日までの3日間、埼玉銀行越谷支店の3階会議室で貨幣展を開きました。会場には約1千点におよぶ貨幣が展示され、古銭マニアの方々や買物帰りのご婦人多数が昔の貨幣などを興味深く観賞していました。

あなたのまわりに明るい話題
写真などがありましたら、広
報係までご連絡ください
電話(64)2111内線三五六

老人の交通安全教室 ↓

子供や老人の交通事故が相次いで発生しているおり、去る8月28日老人クラブ主催で老人のための交通安全教室が交通公園で開かれました。約60名の老人が出席になり自転車の正しい乗り方から横断歩道の渡り方まで、細かい交通ルールを身につけていました。



第2回
埼玉市民政治大学受講生募集

明るく正しい選挙の推進に役立てることを目的として、今回で第2回目の「埼玉市民政治大学」を開設します。参加できる方の資格は特に問いませんが、選挙人としての教養を高めたい方はどうぞ参加ください。

要項、講座日程等については次のとおりです。

ところ：浦和市・埼玉会館小ホール

申し込み先：市選挙管理委員会

締め切り：9月30日までに、住所・氏名・年齢・性別・職業を明記して、資料費300円を添えてお申し込みください。

問い合わせ先：市選挙管理委員会

開講月日	時間	科目	内容	担当教授
第1日 10月14日 (水)	午後1.30 2.00~3.15 3.20~4.00	開講式 政治と生活 話しあい	学長あいさつ 選挙浄化について 受講生と主催者との 連絡協議について	元明治大学長 小島 憲 元学警署長 大教 土屋 正三
第2日 10月21日 (水)	1.30~2.30 2.45~4.00	①一般教養 ②政治と教育	音楽と生活 これからの人間像	作曲家 高木 東六 中央教育審議会 森戸 辰男
第3日 10月28日 (水)	1.30~2.30 2.45~4.00	①市民と法律 ②政治と行政	家庭と法律 最近における公害 の実情と当面の課題	明治大学短期大学学長 立石 芳枝 京大教授 金沢 良雄
第4日 11月4日 (水)	1.30~2.30 2.45~4.00	①政治と自治 ②政治と外交	70年代の展望と日本列島の将来 70年代と世界平和	千葉大学学長 清水馨八郎 東京大学元官 横田喜三郎
第5日 11月11日 (水)	1.30~2.30 2.45~4.00	①政治と経済 ②学長講話 ③閉講式	70年代の経済展望 修了証授与	本調査局長 呉 文二 日調学 小島 憲

第2回
市民文化祭

開催要項きまる

昨年度に引き続き、今年で第二回目の市民文化祭を開催しますがこのほど日程等についての詳しい開催要項がきまりましたので、お知らせします。

(4)主催 越谷市文化連盟
邦楽、民謡、音楽、詩吟
茶道、俳句、短歌、謡曲
演劇

(5)後援 越谷市教育委員会

(1)期間 11月1日~8日

出品ならびに出場希望の方は、十月五日までに、参加申し込み書(市教育委員会にあります)に一〇〇円を添えてお申し込みください。

(2)会場 展示部門 市立体育館
演出部門 福祉会館老人
娛樂室

お問い合わせ先
市教育委員会社会教育係へ

(3)出品・出場種目

日本画、洋画、彫塑、工芸、書道、写真、華道、

庭球連盟

会長杯争奪戦

- 期日 10月11日、午前8時30分開会
- 種目 男女A・Bクラス別
- 会場 県立越谷北高校
- 参加料 1チーム200円
- 申し込み受付 9月20・27日・10月4日にのみ、北越谷庭球コートにて正午まで受け付けます。参加資格は会員に限りませんが、大会申し込みのとき入会された方は参加できます。

燃えないごみの収集日

10月1日から15日まで

月日	収集場所
10月1日(木)	宮本町1丁目、赤山町1~6丁目、東柳田、元柳田
2日(金)	宮本町2~5丁目、神明町1~3丁目
5日(月)	大沢1, 4丁目、宮浦自治会
6日(火)	大沢2, 3丁目
7日(水)	北越谷1~5丁目
8日(木)	南越谷2丁目、登戸新田(東武線の東側)、瓦曾根1~3丁目
12日(月)	登戸町、南越谷1丁目
13日(火)	蒲生東町、蒲生4丁目
14日(水)	蒲生寿町(東武線の東側)、旭町、蒲生3丁目(川柳県道の北側)
15日(木)	蒲生西町1丁目、蒲生1丁目、蒲生本町、愛宕町



休日当直医

10月1日から15日まで

=10月4日=

- 内科系 石川医院(越ヶ谷) 62-3370
- 産科系 田中医院(袋山) 75-0349
- 外科系 藤田医院(瓦曾根) 62-2247

=10月10日=

- 内科系 小島医院(東小林) 62-8400
- 産科系 蒲生診療所(蒲生寿町) 62-6700
- 外科系 大越医院(平方) (0487)35-5102

=10月11日=

- 内科系 今井医院(蒲生旭町) 62-7713
- 産科系 都築病院(弥生町) 62-2222
- 外科系 岩崎病院(南越谷) 62-7733

市民交通傷害保険に

加入しましょう

市の市民交通傷害保険は、わずかな掛金で、最高五十万円補償され、市内に住んでいる方や、事業所にお勤めの方などなたでも加入できます。

そして、万一事故にあった場合でも市役所の窓口ですぐに保険金が支払われます。

万一の事故に備えて家族ぐるみで加入しましょう。

申し込みは、保険料をそえて市役所厚生課交通共済係へ。

- 九月に加入すると保険料は百二十円です。
- 支払われる保険金
- 即死または事故にあった日から百八十日以内に死亡した場合は、五十万円。
- 治療六か月以上 十万円
- 治療三か月以上 五万円
- 治療一か月以上 二万円
- 治療一週間以上 五千元
- 治療一週間未満 二千元

不用犬の引き上げ



越谷保健所及び市衛生課では次の日時に野犬、不用犬の引き上げを行います。

▽9月21日(月)

南団地自治会会所前 10時、出羽農協支所前 10時30分、西新井農協倉庫前 11時、大袋農協支所前 11時30分、市立体育館前 1時30分

駐車時間は各会場20分間です。

十月の弁護士による

法律相談はお休み

市役所市民相談室では、毎月一回第一月曜日午後一時から五時まで弁護士による相談を行なっていますが、十月は都合によりお休みしますのでご了承ください。

スキー映画会に

ぜひ参加を

市スキー連盟では九月二十二日午後七時、市役所大会議室でスキー映画会を催します。

訂正

本紙九月一日号でお知らせしました休日当直医と乳児検診の記事中、一部次のとおり変更しました。

▽当直医 9月20日外科系熊坂医院は23日、23日外科系高野診療所を20日に変更。

▽乳児検診 10月2日(金)大相模公民館は東中体育館に変更。

国民金融公庫融資の

ご案内

国民金融公庫は、中小企業のに総合食料品、小売業を営む個方々に、事業に必要な資金を融人及び法人企業及び特定の事業資する政府金融機関で次のよう協同組合など。

普通貸付

- ▼貸付対象 個人、または法人(資本金一〇〇万円以下)
- ▼企業で従業員数一〇〇人以下(商業、サービス業は五〇人以下)並びに借入金七〇〇万円以内(割引手形を除き五〇〇万円以内)の事業規模の企業。
- ▼貸付限度 五〇〇万円まで
- ▼資金使途 運転・設備資金
- ▼貸付期間 運転：五年 設備：七年
- ▼利率 年八・二%
- ▼保証人 原則として一名店、ボランティアチェーンのモデル店舗、共同施設、及び卸総合センター、ショッピングセンターへの入居に要する資金。
- ▼返済方法 割賦または一時払い

流通近代化資金貸付

- ▼貸付対象 卸小売業を営む個人及び法人企業及び特定の事業協同組合など。
 - ▼貸付限度 一〇〇万円まで
 - ▼資金使途 セルフサービス店、ボランティアチェーンのモデル店舗、共同施設、及び卸総合センター、ショッピングセンターへの入居に要する資金。
 - ▼貸付期間 十年以内
 - ▼利率 年八・二%
 - ▼保証人 原則として一名以上
 - ▼返済方法 月賦償還
- 米穀、酒類、乳類の小売業及びパン、めん類、豆腐、漬物、つくだ煮、菓子の製造小売業並びに所商工課へお越しく下さい。

広報こしがや 第三八三号

昭和三十三年八月五日第三種郵便物認可 昭和四十五年九月十五日発行(毎月二回1日、15日発行)

発行・埼玉県越谷市役所 編集・行政課文書広報係 越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 郵便番号三四三

電話 0489-64-1111